

記載例

別表第四十の二号（第141条関係）

届出日を記載してください。

小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書

(和暦)〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

(ふりがな)まるまるてれびきょうどうじゅしんせつくみあい

氏 名 〇〇テレビ共同受信施設組合

組合長 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

代理人

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

(ふりがな)かぶしきがいしゃまるまるまるまる

氏 名 (株)〇〇〇〇〇

まるまる まるまる

代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

代理人で届出を行う場合、
代理人欄を追加して記載ください。
(要: 委任状)

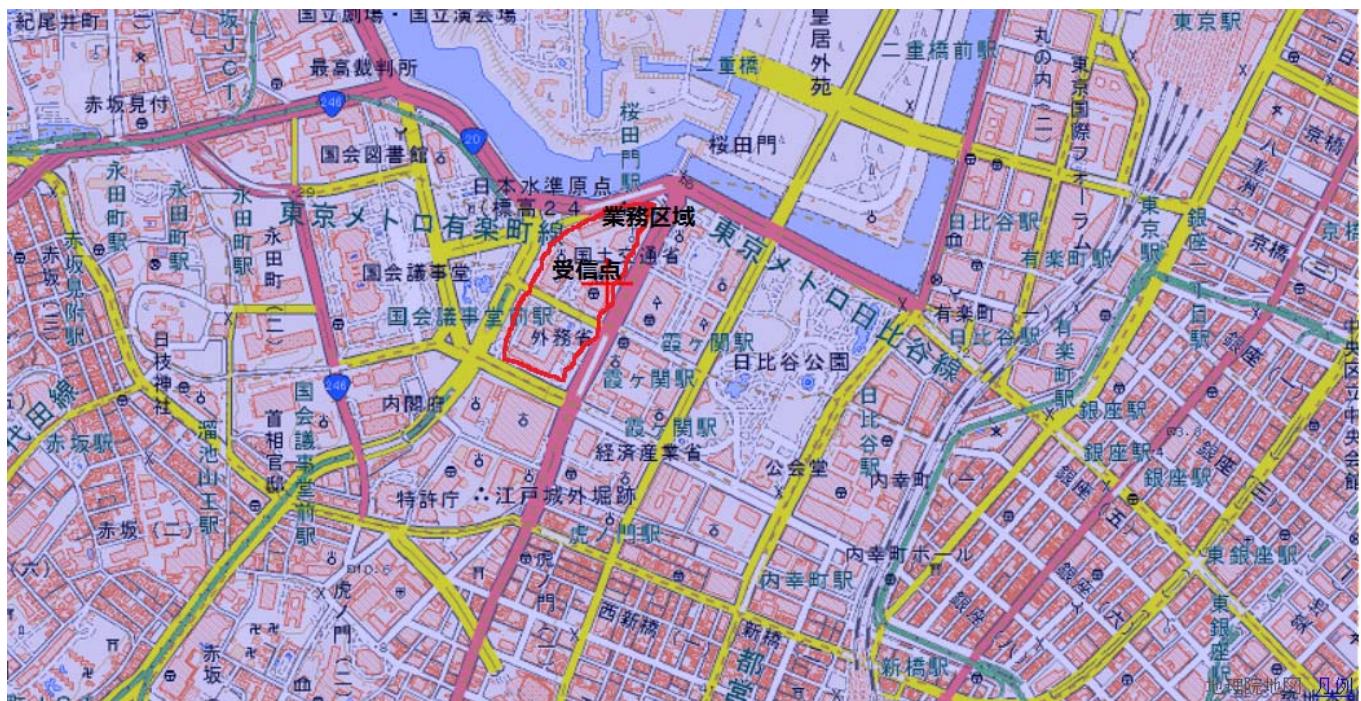
小規模施設特定有線一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第1項の規定により
届け出ます。

届出者	代表権を有する役員の氏名 組合長 〇〇 〇〇	マンション・集合住宅等の同一構内共聴の場合は、 通常、自己の設備と記載してください。
一般放送の種類	テレビジョン放送	
使用	自己の設備又は他人の 設備の別	自己の設備
用	設備の規模	100
施設	ヘッドエンドの設置場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇
	受信空中線の設置場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇 設備を設置している場合、 設置場所を記載してください。

	線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置	地図に記載のとおり。		
業務	使用する周波数	用　途	再放送の同意	同意を得た放送事業者名
	中心周波数○○MHz	NHK(何)テレビジョン放送局(総合)の放送の同時再放送	有	日本放送協会○○局
	中心周波数○○MHz	(何)社(何)テレビジョン音声多重放送局の放送の同時再放送	有	○○テレビ(株)
	再放送する周波数ごとに記載して下さい。			
	有
業務区域	地図に記載のとおり。(○○県○○市△△1丁目から4丁目の各一部□□町の一部)			
放送番組に関する事項	放送時間			
	1日当たり			
	時間			
	主たる放送事項			
	ラジオ放送を行っている場合のみ記載してください。			
業務開始の予定期日	(和暦)○○年○○月○○日	業務開始時の受信契約者の見込数	90	
有料放送の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 有料放送を含まない			

□に印を記載してください。
有料放送を行う場合は別の様式(別表第40の1)になります。

小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書類[業務区域の地図]



【記載例】 縮尺：〇〇分の1。

(記載にあたっての留意点)

※ 1 業務区域を地図上に記載すること。業務区域が複数ある場合には、その複数の業務区域を記載すること。

※ 2 受信空中線（アンテナ）の設置場所を記載すること。

※ 3 地図の縮尺を記載すること。

別紙様式第一

有線電気通信設備設置届

(和暦) ○○年○○月○○日

(届出年月日を記入)

総務大臣殿

届出者 郵便番号 ○○○-○○○○

住所 ○○県○○市○○町○-○

(法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地)

(ふりがな) まるまるてれびきょうどうじゅしんせつくみあい

氏名 ○○テレビ共同受信施設組合

組合長 ○○ ○○

(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名。)

電話番号 ○○-○○○○-○○○○

(共同設置の設備にあっては、以下に共同設置者の)

住所及び氏名を連記すること。)

有線電気通信設備を設置するので、有線電気通信法第3条第1項及び第2項の規定に基づき、

別添の書類を添えて届け出ます。

注1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

2 法第3条第2項各号に掲げる有線電気通信設備（共同設置、相互接続、他人使用）に該当しない有線電気通信設備及び第2条に掲げる有線電気通信設備（通常設備）にあっては、「及び第2項」の文字を抹消すること。

別紙様式第二

事 項 書

1 有線電気通信の方式

テレビジョン（音声複合）

注 「音声周波電話（自動交換）」、「電信」、「テレビジョン（音声複合）」等のように記入すること。

2 通信事項

中心周波数 557MHz (27ch) NHK (東京) デジタルテレビジョン放送（総合）の放送の同時再送信

中心周波数 551MHz (26ch) NHK (東京) デジタルテレビジョン放送（教育）の放送の同時再送信

注 「自家通信」、「電気供給に伴う電気設備の保安及び電力需給調整打合せ」等のように記入すること。

3 設備の設置の場所

(1) 機 械（中継増幅器及び光電変換器を除く）

受信空中線 ○○県○○市○○町○○一○ ○○マンション屋上

ヘッドエンド ○○県○○市○○町○○一○ ○○マンション屋上

注 機械の種別ごとに「(何)県(何)市(何)町(何)丁目(何)番(何)号(何)内」等のように記入すること。

(2) 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置

別紙線路図に記載のとおり

注 地図又はこれに類するものに記入すること。

(3) 設備と付近の他の施設との関係

ア 電線等との離隔関係（有線電気通信設備令第5、9、10、11条）

付近の 他の施設	設備	架空電線 の支持物	単独柱の 架空電線	共架柱の 架空電線	屋内電線	地中電 線	備 考
電線			0.3 以上 m	0.3 以上 m	0.1 以上m		
強 電 流 電	低圧	0.3 以上 m	0.3 以上 m	0.3 以上 m	m	m	
	高圧	0.6 以上 m	1.2 以上 m	1.2 以上 m			強力電流ケ ーブル

線	特別高圧	()	()	()			
建造物			0.3 以上 m	0.3 以上 m			

注 1 強電流電線の「備考」欄には、その種別（強電流ケーブル等）及び保護網（線）設置の有無を記入すること。

また、他の設備の電線が裸電線のときは、その旨「備考」欄に記入すること。

2 電車線に接近又は交差する場合は、「強電流電線」欄の（ ）内に記入すること。また、「備考」欄には注 1 の要領で記入すること。

イ 道路等との関係（有線電気通信設備令第 7 の 2、8 条）

設備 付近の 関係 他の施設	架 空 電 線	備 考
	道路、鉄道又は軌道、横断歩道橋上の最低の高さ	
道 路	5 以上 m	
鉄道又は軌道	6 以上 m	
横断歩道橋	3 以上 m	
そ の 他		

注 「備考」欄には、「歩道と車道との区別がある道路」等のように記入すること。

4 設備の概要

(1) 機 械

ア 交換機

種 類	回線容量	台 数	備 考
	()		

注 1 「種類」欄には、「クロスバ交換機」、「電子交換機」等と記入すること

2 () 内は、実装を記入すること。

イ 増幅器（中継増幅器を含む）又は光電変換器

種 類	定格出力レベル	台 数	備 考
幹線増幅器 TA-01	-6 dBm	1	○○○ (株)
分岐増幅器 BA-201	0 dBm	2	(株) × × ×
延長増幅器 EA-101	-4 dBm	3	△△△ (株)

端末機器（分岐器・分配器及びタップオフ）

種類	台数	備考
分岐器（4分岐）DC-410	1台	引込端子数： 54
“（2分岐）DC-210	4台	受信設備群数： 1
分配器（2分配）D-210	2台	受信設備数： 4
	(引込端子の数)	施設の規模： 57
タップオフ（4分岐）T0-410	$\times 8\text{台} = 32$	
“（2分岐）T0-210	$\times 4\text{台} = 8$	加入者数： 52
“（4分配）T-410	$\times 2\text{台} = 8$	
“（2分配）T-210	$\times 3\text{台} = 6$	
	計 54	

この数値が施設規模の根拠数値となります。
※受信設備群が無い場合

注 1 増幅器の場合の「種類」欄には、「アナログ」又は「デジタル」と記入すること。

2 光電変換器の場合の「種類」欄には、「LD ($1.5 \mu\text{m}$)」、「LED ($0.85 \mu\text{m}$)」等と記入すること。

3 有線放送設備にあつては、分岐器、分配器及びタップオフ等を明記すること。（ただし、定格出力レベルの項目の記載を要しない。）

ウ 保安装置

種類	台数	備考
NH-77 ○○電気（株）	40 台	

注 「種類」欄には、製品名と製造者名を記入すること。

(2) 線路

ア 線 条

架空、地下、水底の別	線種	対数	こう長	延長	備考
架空	7C-HFL		0. 5km	km	
架空	5C-FL		1. 2km		
計			1. 7km		

注 1 「線種」欄には、「絶縁電線」、「ケーブル（光ファイバ）」等を記入すること。

2 「延長」とは、「こう長」に条数を乗じたものとすること。

イ 電 柱

種類	数量	共架電柱の相手方別数量			備考
		電気通信事業者	電気事業者	その他	
木柱	本	本	本	本	

コンクリート 柱		17 本	5 本		
鉄 柱					
その他					(自営柱等)
計		17 本	5 本		

- 注 1 「種類」欄には、「木柱」、「コンクリート柱」、「鉄柱」等を記入すること。
- 2 「数量」欄には、共架電柱以外の電柱の本数を記入すること。
- 3 共架電柱を除く木柱については、長さ6メートル以下であるもの及び長さが6メートルを超えるものであって元口から6メートルの位置における横断面の最も長い部分が長さ10センチメートル以下であるものの本数を「備考」欄に再掲すること。

(3) 線路の電圧

AC 30V

- 注 実効値によらない場合は、その旨を付記すること。

(4) 通信回線の電力

通信回路の種別	周波数の別	電 力	備 考
テレビジョン放送	高周波		

- 注 1 「通信回線の種別」欄には、「音声周波を使用する有線ラジオ放送設備の通信回線」、「強電流電線に重畠される通信回線」等のように記入すること。
- 2 「周波数の別」欄には、「低周波」、「音声周波」又は「高周波」と記入すること。
- 3 電力の単位は、有線電気通信設備令施行規則（昭和46年郵政省令第2号）第3条第1号（有線ラジオ放送設備）又は第2号（強電流電線重畠）に掲げる通信回線にあっては「ワット」とし、他の通信回線にあっては「デシベル」とすること。
- 4 通信回線が有線電気通信設備令施行規則第2条第1項第4号（妨害が-54デシベル以下）及び第5号（被妨害回線設置者が承諾）に掲げる場合（一定の平衡度を要しない場合）に該当するものであるときは、その旨を「備考」欄に記入すること。

5 工事開始及び設置の予定期日

- (1) 工事開始の予定年月日 (和暦) ○○年○○月○○日
- (2) 設置の予定年月日 (和暦) ○○年○○月○○日

- 注 工事を要しないときは、設置の日を記入すること。

6 その他（参考事項）

添付資料

- ・線路図 → 「3 設備の設置の場所」関連（整備エリアの地図）



- ・ブロックダイヤグラム

以下の様なシンボル記号を用いたシステム構成図

